

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月30日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
安東 高德

記

- 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 安東 高德
- 競争入札に付する事項
 - 件名 消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務
 - 仕様等 入札説明書による。
 - 数量等 入札説明書による。
 - 履行場所 入札説明書による。
 - 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日
 - 入札方法等 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札者は、技術等提案書及び入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出すること（入札金額は総価を記入すること）。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 電子入札システムの利用 本件は電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
 - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
 - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - 令和04・05・06年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされた者であること。
 - 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所（調達ポータルからダウンロードも可能）

所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁総務課管理室契約係
電話番号 03-3507-8800（内線2424）
- 入札説明会の日時及び場所
なし
- 技術等提案書等の提出期限及び場所
 - 提出期限 令和6年8月21日（水）正午
 - 提出場所 消費者庁総務課管理室契約係
- 入札及び開札の日時及び場所
 - 郵送による入札の締切 令和6年9月3日（火）正午
 - 入札・開札 令和6年9月3日（火）午後3時 消費者庁入札室
- 入札保証金及び契約保証金
免除
- 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方式をもって落札者を決定する。
- 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- その他
詳細は、入札説明書による。

入札説明書

(消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の
企画立案及び実施業務)

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））
の電子入札機能を利用した入開札手続きを取る。
ただし、やむを得ない理由がある場合は、紙入札参加理由書を
提出することにより、紙による入札を認める。

<https://www.geps.go.jp/>

目次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等及び技術等提案書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等を交付する場所
6. 入札説明会の日時及び場所
7. 入札に当たっての注意点
8. 郵便による入札書等の受領期限
9. 入札・開札執行の日時及び場所
10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
11. 入札保証金及び契約保証金
12. 入札及び開札
13. 入札の無効
14. 契約書作成の要否及び契約条項
15. 落札者の決定方法
16. 再度入札
17. その他
18. アンケート調査への御協力依頼
19. 問い合わせ先

別記様式	1	入札書
別記様式	2	委任状
別記様式	3	紙入札参加理由書
別記様式	4	契約書(案)
別	紙	仕様書
別 添	1	技術等提案要領
別 添	2	暴力団排除に関する誓約事項
別 添	3	入札に関するアンケート

入札説明書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 安東 高德
- (2) 所属する部局 消費者庁総務課
- (3) 所在地 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発
に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量等 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日～令和7年2月28日

3. 競争の方法

一般競争入札（総合評価落札方式）による。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされた者であること。
- (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

5. 入札書等及び技術等提案書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等を交付する場所（調達ポータルからダウンロードも可能）

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁総務課管理室契約係

6. 入札説明会の日時及び場所

なし

7. 入札に当たっての注意点

入札に当たっては、(別添1) 技術等提案要領に記載された要求書類、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ)及び、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての認定書の写し(該当する者のみ)を令和6年8月21日(水)正午までに、消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。

なお、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能により資料等を提出する場合は、該当システムで定める技術等提案書等の提出手続きにより、上記期限までに提出すること。

審査の結果は、同年8月29日(木)までに、技術等提案書等を提出した全者に連絡する。なお、同提案書等の審査の結果、入札を認めない場合がある。

8. 郵便による入札書等の受領期限

令和6年9月3日(火) 正午

(入札書等を郵送したときは、契約係までその旨連絡すること)

ただし、入札書を持参するときは開札の日時までとする。

9. 入札・開札執行の日時及び場所

令和6年9月3日(火) 午後3時

消費者庁入札室(中央合同庁舎第4号館7階)

当日入札に参加する者は、午後2時55分までに消費者庁総務課管理室(中央合同庁舎第4号館7階703号室)に集合のこと。

また、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない。

通信状況により、執行時刻までに電子調達システム(政府電子調達(GEPS))に入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能を用いて提出する場合には、7.の技術等提案書等もシステ

ムを利用して提出しておく必要があるので、注意すること。技術等提案書等の合否判定が終了しないとシステム上に入札書の登録ボタンが表示されないので、消費者庁から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。（技術等提案書等が多量の場合は、技術等提案書等をいったん紙媒体で提出のうえ、技術等提案書等の受領期限までに送り状（紙媒体で提出したことを記した書面（様式自由））を、システムを利用して提出することも可とする。）

10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

12. 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書及び契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において本説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者は、電子入札・開札システム操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者の入札金額は、総価をもって行い、契約履行に要する一切の諸経費を含むものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加者は、原則として電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札書を提出すること。
- (5) 紙入札による入札参加者は、入札書（別記様式1）に次に掲げる事項を記載して、封印のうえ、紙入札参加理由書（別記様式3）とあわせて公告に示した

日時までに直接又は郵便（書留郵便に限る。）により消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。

- ・ 入札金額（本説明書12.(2)及び(3)参照)
 - ・ 件名
 - ・ 電子くじ番号
 - ・ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
（代理人等をして入札させるときは、その代理人等の所属する法人名、代理人等の氏名。なお、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先等も記入すること。ただし、代表者印等を押印する場合はこの限りではない。）
- (6) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添2）に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。
- (11) 入札参加者は、技術等提案書提出時に、資格審査結果通知書の写しを提出しなければならない。
ただし、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。
- (12) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者がいるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち合わせる。
また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

13. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 本説明書12.(5)に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 本説明書12.(8)に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

14. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書(案)(別記様式4)のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定については、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、技術等の要求要件のうち必須とされている項目の最低限の要求要件をすべて満たしている者のなかから、総合得点(入札価格に対する得点及び技術等の評価に対する得点の合計)が最も高い者を落札者とする。

入札価格に対する得点とは、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分(技術等の要求要件のうち履行体制等の価格と同等に評価できる項目の得点配分と等しい)を乗じて得た値とする。

技術等の評価に対する得点とは、技術等評価表に基づき得られた値とする。

(2) 前号の場合において総合得点が最も高い者が2人以上あるときは、直ちにシステムにおいて「電子くじ」を実施し落札者を決定する。

①システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力する。

②紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

(3) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び総合得点を口頭で通知する。また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））による入札参加者には開札結果通知書を送信する。

16. 再度入札

(1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

(2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

17. その他

(1) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。

(2) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

(3) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価及び金額）を作成し、支出負担行為担当官あてに提出すること。

(4) 入札参加業者名、入札金額及び総合得点については、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））上で公表することとする。

- (5) 不明な点は下記19. に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の質問回答機能は使用しないこと。
- (6) 本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%）以上とする旨を表明書により表明した場合、加点することとする。また、表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、「法人事業概況説明書」等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに事業担当課へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式第1号又は第2号の（留意事項）を確認すること。
- (7) 入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

※「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

18. アンケート調査への御協力依頼

競争性が一層確保されるよう今後の参考とさせていただくため、入札説明書を取得し、入札に参加されなかった者を対象に入札に関するアンケート調査（別添3）の御協力を依頼するものです。より多くの方々に御協力を賜りたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

19. 問い合わせ先

- ・入札執行等について

消費者庁総務課管理室契約係

電話番号 03（3507）8800（代表） 内線2424

- ・仕様書等業務内容について

消費者庁地方協力課 担当：下村、渡壁

電話番号 03（3507）9175（直通）

入札書

件名：消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務

入札金額 _____ 円也

入札公告及び入札説明書を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 又 は
代 理 人 等 氏 名

業 者 コー ド

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 殿

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2 金額は、算用数字（アラビア数字）で記入する。
3 代理人等が入札する場合は、上記氏名欄に当該代理人等の氏名を記入すること。
4 業者コード欄には資格審査結果通知書の10桁の業者コードを記入すること。

※任意の数字を記入すること

電子くじ番号（3桁）			
------------	--	--	--

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代表者又は代理人等印を押印する場合は記入を省略できる。

委任状

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務に係る入札及び見積に関する一切の件
2. 1の事項に係る復代理人を選任すること

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 殿

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代表者印及び代理人印を押印する場合は記入を省略できる。

委任状

私は、 _____ を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ・消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務に係る入札及び見積に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 殿

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代理人印及び復代理人印を押印する場合は記入を省略できる。

紙入札参加理由書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 殿

住所
会社名
代表者役職・氏名

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式で参加いたします。

記

1. 入札件名：消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由（複数選択可）
 - 電子調達システムの推奨環境に適合していない（システム面）
 - 電子証明書未取得（準備面）
 - その他（下記に理由を記載）

()

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官消費者庁総務課長安東高德（以下「甲」という。）と〔団体名〕〇〇〇〔代表者〕〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、下記条項により、消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務に係る請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

本契約は、他地域と比して認知度が低い地域において広報活動を実施し、さらに地元マスメディア（新聞・TV局等）での露出を狙うことで、より多くの方に消費者トラブルに対する当事者意識（自分ごと化）を高めていただき、消費者トラブルに遭った際の相談先やその役割に関する認知・理解の促進を図り、自身や家族、身近な方等が実生活の中で契約等のトラブルに巻き込まれた際に、消費者ホットライン188や相談の場となる消費生活センター等の存在や役割を想起させることを目的とする。

（委託）

第2条 甲は、乙に対し、以下の内容で、消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託した。

1. 本件業務の名称 消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務
2. 本件業務の内容 別紙仕様書のとおり
3. 契約代金額 金 円也
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
4. 契約期間 契約締結日から令和7年2月28日までとする。
5. 履行期限 別紙仕様書のとおり
6. 契約履行場所 別紙仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第29条の9に規定する契約保証金の納付は免除する。

（通知義務）

第4条 乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、甲に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

- ①氏名、法人の名称又は商号の変更
- ②振込先指定口座の変更
- ③代表者の変更
- ④本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供させてはならない。

(再委託等の制限)

第6条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（以下「再委託」という。）。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託は、承認を要しない（個人情報を取り扱う業務を除く。）ものとする。

2 甲の指定する方法により事前の承認を受けた場合に限り、乙は第三者（以下「再委託先」という。）に対して本件業務を再委託することができる。

3 再委託先が、更に第三者（以下「再々委託先」という。）に対して、本件業務の全部又は一部を委任し又は請け負わせる必要が生じた場合（以下「再々委託」という。）、乙又は再委託先は、再々委託先の氏名又は名称、住所及び再々委託先の業務範囲等について、甲の指定する方法により報告して甲の事前の承認を受けなければならない。

4 再委託又は再々委託の業務内容を変更する必要が生じた場合も前2項と同様とする。

5 第2項及び第3項の規定により甲が承認した場合には、乙は、本件業務に関して乙が甲に対して負う義務を再委託先及び再々委託先にも遵守させる責を負うものとし、再委託先及び再々委託先の行為は乙の行為とみなし、乙はその責任を負うものとする。

(相殺)

第7条 甲は、本契約その他の契約等に基づき、乙、再委託先又は再々委託先（以下「乙等」という。）に対して負担する債務と、本契約その他の契約等に基づき甲が乙等に対して有する債権とを、その債権債務の期限如何を問わず、いつでもこれを対当額において相殺できる。

(監督)

第8条 乙等は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときには、直ちに、甲の指定する事項について甲の指定する方法により報告しなければならない。

2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため法第29条の11第1項の規定に基づき甲又は甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）をもって乙等に対する監督を行い又は必要な指示をすることができるものとする。

3 乙等は、前項の監督又は指示に従わなければならない。

4 監督職員は、乙等の事務所又は営業所等に立ち入り、本件業務の品質等を維持するために必要な事項につき検査することができる。

5 前項により、監督職員が改善の必要性を認識し、乙等に対して改善を要求した事項については、乙等は、直ちにその要求に従わなければならない。

(検査)

第9条 乙等は、本件業務の終了に当たりその旨を甲に報告し、法第29条の11第2項の規定に基づき甲又は甲の指定した職員（以下「検査職員」という。）による検査（立入検査等を含む。）を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

3 第1項の規定による検査の結果不合格となったものが生じた場合には、乙等は、検査職員の指定した期限までに補修、交換等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第3項の検査に要する費用は、乙等の負担とする。

(検査結果の通知)

第10条 甲は、前条の規定による検査が終了したものと判断したときは、速やかに乙にその旨を通知する。

(契約代金の支払時期及び支払方法)

第11条 乙は、前条の規定による通知を受けて本件業務が終了したときは、請求書により官署支出官消費者庁総務課長（以下「支出官」という。）に対して契約代金を請求するものとする。

2 支出官は、不備のない請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

3 支出官は、乙に対し、契約代金を乙の指定する振込口座に振り込んで支払う。

(支払遅延利息)

第12条 支出官は、前条第2項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところにより計算された金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(業務の遅延)

第13条 乙は、甲の指定する履行期限内に業務を終了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し、遅滞の理由及び終了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったとき、審査の結果、履行期限後に終了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限延長を認めることができるものとする。ただし、遅延の理由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその理由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利3.00%を乗じて得た金額とする。

(解除)

第14条 乙等が以下の各号のいずれかに該当した場合又は不正行為（第15条に規定する不正行為を除く。）があったときは、甲は、乙から契約金額の100分の10を違約金として徴収して、催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも違約金は損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

①本契約（仕様書の事項を含む。）の一つにでも違反したとき

②監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき

③差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

④破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき

⑤自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

⑥合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

⑦災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき

⑧その他資産、信用又は支払能力に重大な変更が生じたとき

⑨甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき

(談合等の不正行為)

第15条 談合等の不正行為に関する契約条項については、「談合等の不正行為に関する特約条項」（別添1）を遵守するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が第14条の規定に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、解除、解約又は本契約(仕様書の事項を含む。)に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第18条 第10条に規定する検査通知がなされる以前に、甲の責めに帰さない事由により、成果物その他本契約の対象物に生じた滅失、毀損及び価値減少等の損害は、全て乙の負担とする。

(契約不適合)

第19条 甲は、乙に対し、成果物が本契約の内容に適合しないものであるとき(ただし、甲が本契約の内容に適合しないことを本契約締結前に認識している場合を除く)は、成果物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 第1項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

(守秘義務)

第20条 乙等又はそれらの使用人は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき甲から開示された情報その他本件業務の履行上知り得た情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の守秘義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

①公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実

②第三者から適法に取得した事実

③開示の時点で保有していた事実

④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(個人情報の取扱い)

第21条 本契約履行上知り得た個人情報の取扱いについては、仕様書添付の「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第22条 乙は、本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作、考案等又は作成されたプログラムその他の成果物その他本契約の対象物によって生じた特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)、その他の知的財産権等の権利一切を消費者庁に譲渡する。また、乙は著作者人格権を一切行使しないものとし、第三者に対して行使させないものとする。

(解約)

第23条 甲は、本契約有効期間中といえども、1か月前までに書面をもって乙に対して通知することにより、本契約を解約することができる。この場合において、甲は乙と協議の上当該解約時点までに乙が行った業務を評価し、それに応じた金額を支払うものとする。

(契約終了後の処理)

第24条 乙等は、本契約が終了した場合、本契約に基づいて甲から提供された文書、データ類及びこれらが記録された電子媒体等を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄または利用不可能な状態とするものとし、返還ないし破棄又は利用不可能な状態とした内容について甲の指定する方法により甲に報告する。

(第三者に対する損害)

第25条 乙等が、本契約の履行上、乙等の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、乙等は自らの費用及び責任において損害を賠償し、甲には何ら迷惑又は損害を及ぼさないものとする。ただし、その処理については、甲及び乙等の協議の上行うものとする。

2 乙等は、本契約の終了後においても、前項に定める賠償責任を免れることはできないものとする。

(反社会的勢力排除)

第26条 反社会的勢力排除に関する契約条項については、「反社会的勢力排除に関する条項」(別添2)を遵守するものとする。

(紛争の解決)

第27条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙誠実に協議の上決定するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(補則)

この契約を締結する証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区霞が関3-1-1
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
安 東 高 徳

乙 住所
団体名
代表者職名
氏 名

参考様式（6条関係） 書面による承認の場合

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 宛て

住所
受託業者名
代表者名

「消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務」に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

記

委託先名	住所 氏名又は名称 代表者名
委託する必要性	

委託先の業務内容	
委託先が 取り扱う情報	
委託先における安全 性及び信頼性を確保 する対策並びに委託 者に対する管理及び 監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること)
委託金額	

別添1

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙等が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙等又は乙等の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項、90条1号若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙等の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙等又は乙等の代理人が独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙等又は乙等の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する

額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 前項第3号の規定する刑の確定において、乙等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙等が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

反社会的勢力排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）であるとき
- (2) 役員等が、反社会的勢力の経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的にその維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙等が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害し、信用又は名誉を毀損する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当し得る者（以下「解除対象者」という。）を再委託先及び再々委託先（以下「再委託先等」という。）としないこと並びに解除対象者を乙等が本契約に付随して個別に契約する場合の相手方としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じな

いときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再委託先等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等にこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕様書

1. 件名

消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務

2. 業務目的

地方公共団体に設置されている消費生活センター等の消費生活相談窓口（以下、「消費生活センター等」という。）は、消費者が事業者との間で消費者トラブル等に巻き込まれた際に、その解決を図るうえで最も身近な相談の場であり、また消費者の安全を確保するために必要な情報の収集や提供を行う等、消費者を被害から守る拠点ともなっている。

消費者ホットライン188は、消費生活センター等の存在や連絡先を知らない消費者にも問題解決に向けた支援を行うため、身近な相談窓口を案内するものである。平成22年1月12日からナビダイヤルを利用し、全国共通の電話番号で運用を開始し、更に消費者が利用しやすくするため、平成27年7月1日から188番へと3桁化したところである（従前の番号も利用可）。

消費者の安全・安心を確保するためには、消費者ホットライン188とあわせて、その接続先である消費生活センター等の役割や存在についても認知・理解の促進を図る必要がある。令和5年度消費生活意識調査では、認知度（名前と内容を知っていた、名前は知っていた）について、消費者ホットライン188が31.5%、消費生活センターが75.8%となっており、認知経路については「ニュースや報道」が全世代で一番多くなっている。

そのため、本業務においては、他地域と比して認知度が低い指定地区*で広報活動を実施し、さらに地元マスメディア（新聞・TV局等）での露出を狙うことで、より多くの方に消費者トラブルに対する当事者意識（自分ごと化）を高めていただき、消費者トラブルに遭った際の相談先やその役割に関する認知・理解の促進を図り、自身や家族、身近な方等が実生活の中で契約等のトラブルに巻き込まれた際に、消費者ホットライン188や相談の場となる消費生活センター等の存在や役割を想起させることを目的とする。

※項番3 業務内容（1）②を参照

（参考）消費生活意識調査での認知度（令和4年度）

・消費者ホットライン188	30.9%
・消費生活センター	75.5%

3. 業務内容

消費者ホットライン188及び消費生活センター等について、その存在や内容に対する認知度向上と理解促進を図ることを目的とした広報戦略を立案し、普及・啓発に必要なとされる戦略的な広報活動を実施する。

- （1）消費者ホットライン188及び消費生活センター等の認知・啓発を促進する広報戦略の企画立案及び実施

①課題と訴求内容

消費者が実生活の中で、事業者との間で生じた契約上のトラブル等に巻き込まれた際に、その被害の解決を図るうえで最も身近な相談の場である消費生活センター等の存在や消費者ホットライン188の役割を認知・理解してもらうことは、消費者の安全・安心を確保するうえで重要と考えている。

また、消費者トラブルに遭遇したときに、迷わず消費生活センター等の相談窓口にご相談してもらうことが重要と考えている。

このため、全世代を対象に、消費者トラブルに遭っていない（自覚がない）無関心な層に対する効果の高いアプローチ手法（どのようにして自分ごと化させるか、気づきを与えられるか）を意識し、それに適した媒体とコンテンツにより、消費者トラブルに遭った時の相談先やその相談窓口の役割などの知識をより多くの人に習得させ、自身やその家族等身近な方がトラブルに遭った時に、消費者ホットライン188や消費生活センター等の相談窓口の存在と役割を想起させられる内容を企画し、実施すること。

②指定地区

近畿地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

※当該地区から1県あるいは複数県を選定して対象エリアとして提案すること。（全府県を対象とすることも可。）

③訴求対象

全世代を対象とする。

④広報手法

選定した地区において広報活動を実施し、その実施について地元マスメディア（新聞・TV局等）での露出を狙うこと。

⑤実施時期

契約期間中、年内を目途とする。

(2) 実施計画書の作成

受注者は、上記業務を実施するに先立ち、契約締結後速やかに、本業務を実施する方針、内容、体制（責任者及び業務従事者の配置・分担）、スケジュール及びその他必要と思われる事項などを記載した実施計画書を発注者と協議の上で作成し、提出する。

(3) 留意事項

本業務で制作されたコンテンツは、二次利用による消費者庁HPへの掲載など、発注者が行う他の業務に使用するが、受注者はこれを妨げることはできない。

なお、著作権等の扱いについては、「12. 知的財産権」に記載されているとおりとする。

4. 成果物の提出

本業務により制作等した成果物は、以下のとおり発注者に納入すること。

(1) 成果物等

全ての業務の完了後に、事業の成果について体系的に整理・分析した「業務実施

報告書」を作成し、業務を実施したことを証する資料を添えて提出すること。なお、契約期間中に実施したメディア等の記事・映像・画像等、実施した本イベント等の記録をクリッピングしたものも含めるものとする。

(2) 提出方法

資料等を納めた電子的記録媒体（DVD 又は CD-R）を正副 2 部
紙媒体がある場合は、紙媒体を正副 2 部

(3) 提出期限

令和 7 年 2 月 28 日（金）

(4) 提出場所

消費者庁地方協力課

5. 業務期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）

6. 提出場所

消費者庁地方協力課

7. 経費負担

(1) 受注者は、本業務の一切の経費を負担するものとする。

(2) 受注者は、広報用コンテンツの出演者や協力者、使用キャラクター等の肖像権や著作権、及び音楽の著作権等に係る調整を行い、動画投稿サイト等 web 上の配信についての同意を得るとともに、謝金・使用料等を支払う必要がある場合は、発注者に報告の上で、支払いを行うこと。なお、支払に当たっては、根拠資料（領収書等）を保管し発注者が報告を求めたときには速やかにその写しを提出するものとする。

(3) 受注者は、継続的に出演料や使用料が発生する出演者や著作物の使用を計画する際は、必ず発注者に報告を行った上で使用の可否を問うこと。

8. 契約不適合

成果物の内容が契約内容に適合しない場合には、検査完了（「会計法」（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 11 第 2 項の規定による。）の日から 1 年以内に限り、発注者が求める期限までに、受注者の責任と負担において補修等を行う。

9. 秘密保持等

(1) 業務上知り得た情報を開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。業務終了後においても同様とする。

(2) 受注者の責任に起因する情報の漏洩等によって損害が発生した場合は、それに伴う支弁等の措置は全て受注者が負担する。

10. 情報セキュリティ対策

(1) 納品物に対するセキュリティチェックの実施

納品時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左と共に納品すること。

(2) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

情報セキュリティ対策（情報の取扱い、再委託、情報セキュリティインシデント発生等）の履行状況を定期的に書面にて報告すること。定期的な報告時期については当庁と協議し決定すること。

(3) 情報セキュリティ監査の実施

本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当庁が受注者に対する情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当庁がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（当庁が選定した事業者による監査を含む。）。情報セキュリティ監査を実施する場合、受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。また、受注者は自ら実施した外部監査についても当庁へ報告すること。

(4) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当庁から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

(5) 本事業開始時に発注者より受領した資料がある場合

本事業開始時に発注者より受領した資料がある場合、納品の際に、受領時と同じ状態にして返却すること。あわせて、①発注者より受領した資料を全て返却した旨の証明書（返却した資料の一覧など）を提出すること、②納品物以外の端末などにある本事業に関するデータを削除すること。データの削除に当たっては、専用のソフトを使用する又は磁気で完全に使えなくするなど作成したデータを復元不可能な状態とすること。あわせて、データの削除方法などを含むデータを削除した旨の証明書を提出する。

(6) サプライチェーン・リスク対応のための提出物

①当庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。

②受注者は、受注者の実施場所、従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関する情報を提示すること。

(7) 機密保持

①受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、当庁から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次の（ア）から（オ）のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

（ア）当庁から取得した時点で、既に公知であるもの

（イ）当庁から取得後、受注者の責によらず公知となったもの

（ウ）法令等に基づき開示されるもの

（エ）当庁から秘密でないと指定されたもの

（オ）第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に当庁に協議の上、承認を得たもの

②受注者は、当庁の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは

複製しないものとする。

- ③受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- ④本事業開始時に発注者より受領した資料がある場合、納品の際に、受領時と同じ状態にして返却すること。あわせて、①発注者より受領した資料を全て返却した旨の証明書（返却した資料の一覧など）を提出すること、②納品物以外の端末などにある本事業に関するデータを削除すること。データの削除に当たっては、専用のソフトを使用する又は磁気で完全に使いなくするなど作成したデータを復元不可能な状態とすること。あわせて、データの削除方法などを含むデータを削除した旨の証明書を提出する。

11. 個人情報

受注者は、本業務により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守し、その取扱いには十分に注意すること。

12. 知的財産権

- (1) 本業務で作成された成果物の著作権（「著作権法」（明治 32 年法律第 39 号）第 27 条第 28 条に規定する権利を含む。）その他一切の知的財産権を発注者に無償で譲渡する。受注者は一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させない。
- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物等を使用する場合には、当該著作物等の使用に必要な経費の負担を含む一切の手続きを受注者が行う。
- (3) 第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行う。

13. 受注者に係る条件

- (1) 業務実施体制、作業スケジュール、責任者の経験、個人情報の管理体制等が適切であると認められること。
- (2) 過去 5 年以内に、国、自治体、民間等の実施する類似の広報業務のうちいずれかを最低 1 回は実施していること。
- (3) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等を遵守し、その取扱いには十分な体制が整っていること、及び、プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

14. その他

- (1) 選定した企画の内容は、発注者と受注者の協議の上、変更することがある。
- (2) 本業務の実施に際し、謝金等の経費の支払いが必要な場合、発注者の支払基準等により支払い、その支払いにあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）（マイナンバー法）及び関係法令等の規定に従うものとする。

- (3) 本仕様書に記載がない事項であっても、本業務の遂行において必要と認められる事項に関しては、別途発注者と協議の上行うこと。
- (4) 不測の事態によって業務を期限までに行うことが困難となった場合は、遅滞なく発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 発注者と定期的に打合せを行い、業務の進捗状況を報告すること。また、発注者から業務の進捗状況の報告を求められたときには速やかに回答すること。
- (6) 受注者は、本業務にかかる記事・広告等の掲載において、発注者その内容が不適切であると判断した場合には、発注者と協議の上、当該記事・広告等の訂正・削除等の対応をするものとする。
- (7) 本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する特段の必要がある場合で、業務の着手前に、発注者に対し、書面により委託する旨の申請をし、その承認を得たときはこの限りでない。
- (8) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号) 第 9 条第 1 項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成 27 年 12 月 10 日消費者庁訓令第 38 号) 第 3 条に規定する合理的配慮に留意すること。

※次の URL (https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf) を参照

- (9) 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) ※を踏まえ、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組に留意すること。

※次の URL (https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html) を参照

15. 連絡先

消費者庁地方協力課 下村、渡壁

Mail g.chihourenkei@caa.go.jp

Tel 03-3507-9175

技術等提案要領

1. 件名

消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務

2. 提出書類

(1) 技術等提案書(様式自由)

- ① 会社名、担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を記入すること。
- ② 提案内容は、仕様書の作業内容、技術等評価表と整合性のとれたものとする(技術等提案書には、仕様書又は技術等評価表の番号を付記し、追加提案は「追加提案」と付記すること)。
- ③ 業務内容の一部を他業者に再委託させる場合は、対象業務の範囲、再委託の必要性・合理性、再委託予定相手方の名称・住所を明記すること。

(2) 一般競争入札参加の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(3) 過去5年以内に行った類似の広報業務の実績が分かる書類の写し

(例: 件名、発注者、受注者、契約金額等が分かる契約書の写し)

※類似の広報業務とは:

国、自治体、民間等の実施する以下の広報業務

- ①パブリシティ手法により情報のメディア露出を獲得する広報の企画、運営
- ②①を達成するための広報イベント(屋内屋外問わず)の企画、運営
- ③①を達成するためのSNSを用いた広報の企画、運営
- ④①を達成するための②③以外の広報施策の企画、運営

(4) 男女共同参画に関する指標(該当する場合のみ)

(5) 賃上げの実施の表明書

(表明する場合のみ(様式第1号)または(様式第2号を提出)を提出)

3. 提出部数(電子調達システムでの提出の場合、紙媒体は不要)

2. (1) 7部
2. (2) 2部
2. (3) 2部
2. (4) 2部(該当する場合のみ)
2. (5) 2部(表明する場合のみ)

4. 入札説明会

なし

5. 提出期限

令和6年8月21日(水)正午

6. 提出先

消費者庁総務課管理室契約係

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館7階

7. 技術等審査結果の通知

審査結果は、令和6年8月29日（木）までに技術等提案書等を提出した全者に連絡する。合格した者は、入札説明書に従って入札手続を行うこと。

8. その他

- (1) 提出された技術等提案書等は、審査後も提出者に返却しない。
- (2) 落札の成否を問わず、技術等提案書の作成に要する費用について、消費者庁は一切負担しない。

9. 問合せ先

消費者庁地方協力課 下村、渡壁

電話 03-3507-8800（代表）（内線2171、2068）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率○%以上とすること

を表明いたします。

を従業員と合意したことを表明いたします。

状況に応じてどちらかを選択し記載してください。

状況に応じてどちらかを選択し記載してください。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

給与又は経理担当者

氏名○○ ○○ 印

氏名○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とする
こと

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

状況に応じてどちらかを選択し
記載してください。

状況に応じてどちらかを選択し
記載してください。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

給与又は経理担当者

氏名○○ ○○ 印

氏名○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務

得点配分 価格点：技術点 = 1 : 2

評価項目	仕様書番号	評価基準	配点		種別
			()は必須項目 他は加点対象		
1. 業務の基本的な実施方針				59	
① 業務内容の妥当性・独創性	全体	仕様書の内容について、全て網羅した提案がなされているか。	(3)	46	A
		仕様書に示した内容について、前提条件や特徴について適切な認識をもって いるか。	(3)		A
		仕様書に示した項目毎に、そのコンテンツ内容が具体的に示されているか。	10		B
		独創性等において評価できる要素や、本仕様書に記載以外の優れた提案がある か。	10		B
		提案する業務内容について、効果的、訴求性のあるコンテンツとなっている か。	10		B
		提案する業務内容について、発注者がイメージしやすい具体的な提案となっ ているか。	10		B
② 作業計画の妥当性、効率性	全体	業務の全体スケジュールに無理がなく、目標達成の実現性はあるか。	(3)	13	A
		目標達成のために、作業手順及び進捗状況の報告のタイミング等が効率的かつ 正確性があるか。	10		B
2. 組織・業務従事者の経験・能力				31	
① 組織の業務経験	11	過去5年以内に、国、自治体、民間等の実施する類似の広報業務を最低1回 は実施しているか。 ※類似の広報業務例 ①パブリシティ手法により情報のメディア露出を獲得する広報の企画、運営 ②①を達成するための広報イベント（屋内屋外問わず）の企画、運営 ③①を達成するためのSNSを用いた広報の企画、運営 ④①を達成するための②③以外の広報施策の企画、運営	(3)	9	A
		過去5年以内に、国の実施する類似の広報業務を実施しているか。 【1件につき2点、最大6点】 ※類似の広報業務例 ①パブリシティ手法により情報のメディア露出を獲得する広報の企画、運営 ②①を達成するための広報イベント（屋内屋外問わず）の企画、運営 ③①を達成するためのSNSを用いた広報の企画、運営 ④①を達成するための②③以外の広報施策の企画、運営	6		A
② 組織の業務遂行能力、適格性	11	業務を遂行可能な人員の確保がなされているか。また、業務体制図が示され ているか。（再委託先を含む）	(4)	14	A
		業務を行う上での適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	(4)		
		幅広い知見・ネットワークを有する等、優れた業務遂行能力を有している か。	6		
③ 業務従事者の経験・実施能力	11	個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号） 等を遵守し、その取扱いは十分な体制が整っているか。また、プライバ シーマークの認定を受けている、または、これと同等の個人情報保護のマ ネージメントシステムを確立しているか。	4	8	A
		業務実施に必要な知識・経験を有しているか。	4		A
3. その他				10	
① 男女共同参画に関する指標	19	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づ く認定（えるほし認定企業） ・1段階目（※①） 2点 ・2段階目（※①） 3点 ・3段階目 4点 ・プラチナえるほし認定 5点 ・行動計画（※②） 1点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主 （常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了し ていない行動計画を策定している場合のみ）。	5	5	A
		次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・ プラチナ認定企業） ・プラチナくるみん 5点 ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※③） 3点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年4月1日までの基準）（※④） 3点 ・トライくるみん（※⑤） 3点 ・くるみん（平成29年4月1日までの基準）（※⑥） 2点 ※③ 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年 厚生労働省令第185号）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則 第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定。 ※④ 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年 厚生労働省令第185号）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則 第4条又は次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3年厚生労働省令第185号）附則第2条第2項の規定に基づく認定（た だし、⑥の認定を除く。）。 ※⑤ 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年 厚生労働省令第185号）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則 第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定。 ※⑥ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29 年厚生労働省令第31号）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則 第4条又は次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平 成29年厚生労働省令第31号）附則第2条第3項の規定による認定。			
② 賃上げの実施を表明した企業等		青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 （複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う） ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について は、相当する各認定等に準じて加点する。	5	5	A
		事業年度又は暦年において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受 給額（※）を下記の数値以上増加させる旨、従業員に表明していること。 大企業：3% 中小企業：1.5% ※中小企業等においては、「給与総額」とする。			
合計		基礎点・種別A	(20)	100	50
		加点・種別B	80		50

※1 基礎点：配点()付は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。

※2 加 点：基礎点以外の項目は評価基準に応じて、加点対象となる。

※3 集計方法：技術等審査会の審査員毎の採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締

結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札に関するアンケート調査への御協力依頼

消費者庁総務課

消費者庁における契約事務につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、今後、より多くの方が入札に参加していただけるよう、競争性の一層の確保に努めようと考えております。

つきましては、今般、貴社がお取り寄せいただいた入札説明書等の案件につき、万が一、応札・応募いただけなかった場合、その理由について別紙のアンケート調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査へいただきました御回答については、いかなる利益又は不利益も生じませんので、忌憚の無い御意見（別葉可）を頂戴したいと思います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

【御回答方法】

① WEB…消費者庁HP内の入札に関するアンケート調査フォームより

ご回答ください。

(https://contact.caa.go.jp/general_admin/webform-001.html)

② 持参…消費者庁総務課管理室契約係に直接御提出ください。

【アンケート調査についての問い合わせ先】

消費者庁総務課管理室契約係

03-3507-9249（内線2424）

消費者庁総務課管理室契約係 あて

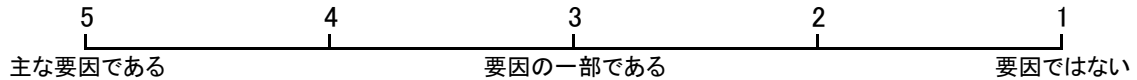
質問内容

- 応札・応募いただけなかった理由について想定した設問となっております。該当する項目について、その度合いにより、5～1のいずれかを○で囲んでください。
- 「その他」欄には、理由、ご意見等を自由にご記入願います。

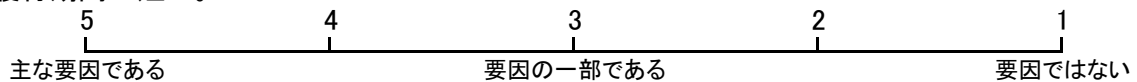
入札件名: 消費者ホットライン188及び消費生活センターの普及啓発に向けた広報戦略の企画立案及び実施業務

(1) 応札・応募要件について

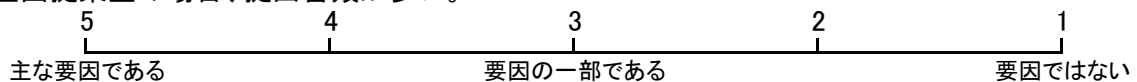
① 応札のための準備期間が短い。



② 履行期間が短い。



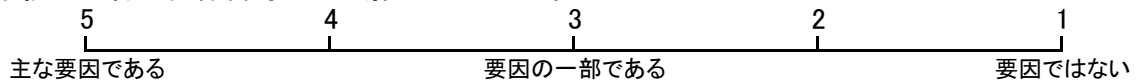
③ 企画提案型の場合、提出書類が多い。



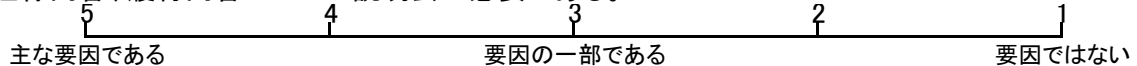
④ その他(応札・応募要件について)

(2) 仕様書等について

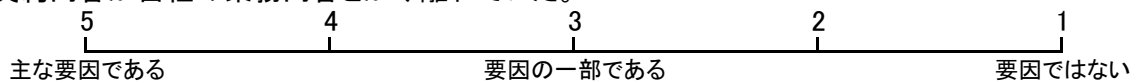
① 業務の内容が仕様書等から理解できなかった。



② 仕様内容、履行内容について説明会が必要である。



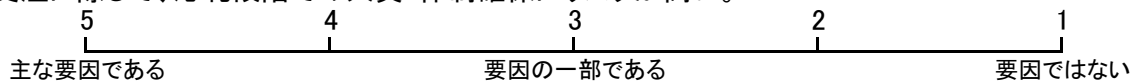
③ 契約内容が自社の業務内容とかけ離れていた。



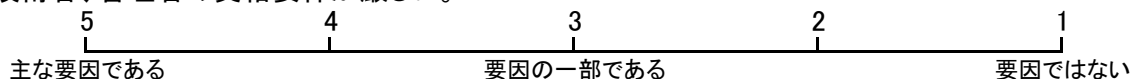
④ その他(仕様書等について)

(3) 契約条件について

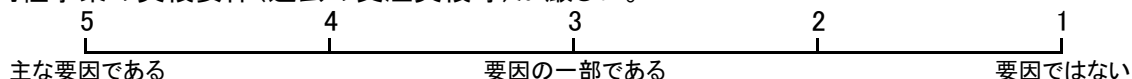
① 受注に際して、応札段階での人員・体制確保にリスクが高い。



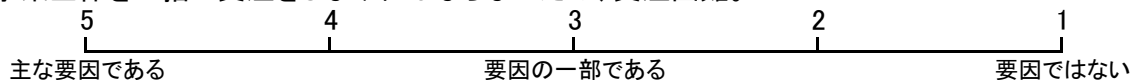
② 技術者、管理者の資格要件が厳しい。



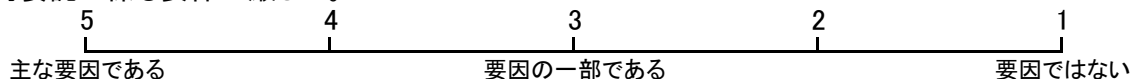
③同種事業の実績要件(過去の受注実績等)が厳しい。



④事業全体を一括で受注をしなければならないため、受注困難。



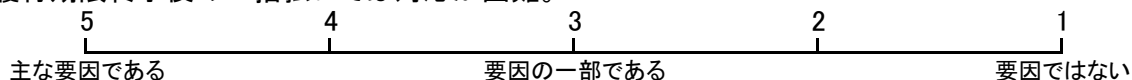
⑤再委託に係る要件が厳しい。



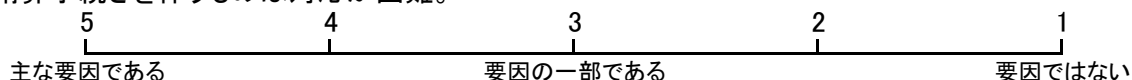
⑥その他(契約条件について)

(4)支払条件について

①履行期限終了後の一括払いでは対応が困難。



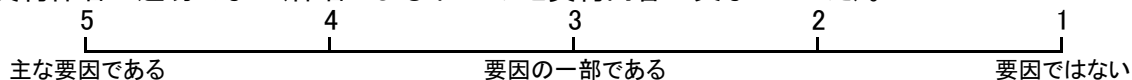
②精算手続きを伴うものは対応が困難。



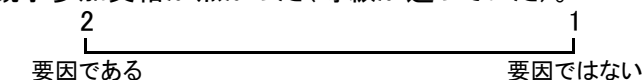
③その他(支払条件について)

(5)その他の事項

①契約件名が適切でない(件名によるイメージと契約内容が異なっていた)。



②競争参加資格が無かった(等級が違っていた)。



③その他(入札に関する改善要望などのご意見を記入ください)

差し支えなければご記入ください。

事業者名、ご担当者名 _____

電話番号 _____